

社会福祉法人神栖市社会福祉協議会 正職員登用制度に関する要項

(目的)

第1条 この要項は、社会福祉法人神栖市社会福祉協議会（以下「本会」という。）常勤職員就業規則第2条に規定する常勤職員を、本会事務局職員就業規則第2条に規定する正職員に登用する制度の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(正職員登用の条件)

第2条 正職員に登用することができる常勤職員は、本人が登用を希望し、かつ第4条の登用試験に合格した者とする。

(登用試験の受験資格)

第3条 次の各号のいずれも満たしている常勤職員は、正職員登用試験を受験することができる。

- (1) 年齢60歳未満で、登用日において、勤続期間が1年以上あること
 - (2) 心身ともに健康であり、職務に対する意欲が十分であること
 - (3) 本会事務局職員就業規則に従い、正職員と同じ時間、同じ日数の勤務ができること
 - (4) 現在と異なる勤務地、異なる部署でも勤務できること
 - (5) 直近の1年の間に正当な理由のない欠勤、遅刻、早退がないこと
 - (6) 社会福祉士、精神保健福祉士のいずれかの資格を保持（取得見込を含む）または当該資格を取得する意欲があること
 - (7) 所属長による勤務状況の報告があること
- 2 前項の条件を満たさない場合でも、業務態度や業務能力等を考慮して、本会会長が必要と認めた者については、受験資格を与えることがある。

(正職員登用試験)

第4条 正職員登用試験の内容は、次のとおりとし、実施方法等は別に定める。

- (1) 一般常識に関する筆記試験
- (2) 業務知識に関する筆記試験
- (3) 役職員による面接試験

(登用申請の受付)

第5条 本会が正職員を募集する場合は、事前に申請期間等を定めて常勤職員に周知する。

- 2 正職員への登用を希望する常勤職員は、前項の期間内に、別に定める様式により、所属長を通じて福祉活動推進センターに登用の申請を行うものとする。

(審査及び試験の実施)

第6条 正職員の登用申請が行われた場合は、本会は、第3条に定める受験資格を満たしているかどうかを審査し、満たしている者に対して登用試験を行う。

- 2 試験の可否は、試験日から1ヵ月以内に書面により本人に通知する。
- 3 正職員への登用を辞退する場合は、次条の労働条件の明示を受けた日から1週間以内に福祉活動推進センターに連絡しなければならない。

(労働条件)

第7条 登用試験に合格した常勤職員に対して、登用予定日の1か月前までに雇用契約書により個別に定めた労働条件を明示する。

2 正職員に登用した者の労働時間、休日、休暇その他の労働時間は、本会事務局職員就業規則の定めるところによる。

3 正職員としての勤続年数を算定する場合は、常勤職員であった期間は勤続年数に通算しない。但し、年次有給休暇の勤続年数の算定においては、常勤職員であった期間は勤続年数に通算する。

(登用時期)

第8条 正職員への登用時期は、原則として、毎年4月1日とする。但し、登用試験に合格した者と協議を行い、個別に登用時期を定めることがある。

(補 則)

第9条 この要項に定めるもののほか必要な事項は、本会会長が別に定める。

付 則

この要項は、令和4年9月1日から施行する。